

新生児医療担当医確保支援事業Q & A

Q 1 既存の手当があれば対象となるか。

A 1 新設の手当でなくとも対象となる。

Q 2 既存の手当を廃止して、新たに NICU 入院児数に伴う手当を新設した場合は対象とならないのか。

また、開始年度以降従前の手当を廃止した場合はどうなるのか。

A 2 要綱で禁止する振り替えにあたるので対象とならない。

なお、振り替えが発覚した場合は対象とならない。既に補助金を交付していた場合は当該年度の補助金の返還を命じる場合がある。

また、開始年度以降に従前の手当が廃止された場合は、やむを得ない病院経営上の明確な廃止理由がある場合に限って、返還までは求めない。ただし、特段の理由が無い場合は、単なる振り替えと見なして廃止年度以降の補助金の返還を命じる場合がある。

Q 3 既存の手当を別途支給しているが、本事業の施行に伴い、改めて給与規程の改正を行い、当該手当の支給基準と、NICU 入院児数に応じて支給される手当を整理し、区分して規定することとした場合、「既存の手当の減額を伴う就業規則の改正等」にあたり禁則事項に該当するか。

A 3 従前と比較し、所属する産科医・小児科（新生児科）医への総支給額が増加する見込みであることが明らかな規定であることが交付申請時に確認できれば、「既存の手当の減額を伴う就業規則の改正等」にはあらず、本事業の対象とできる。

Q 4 診療報酬の対象となるNICU以外の新生児病床に入院した新生児は対象となるか。

A 4 診療報酬算定基準を満たしているNICUであれば対象とできるが、診療報酬算定基準を満たしていない場合は対象とならない。

Q 5 診療報酬の対象となるNICUに限定した趣旨は何か。

A 5 一般に診療報酬の対象となるNICUに入院する新生児管理の方が負担が大きいこと及び他都道府県との均衡を踏まえて設定したもの。

Q 6 入院時に担当した医師のみが手当を支給されるのか。

A 6 入院時に担当した医師に限らず、主治医や、複数医師を担当医師として差し支えない。ただし、補助金の支給算定に係る基準額はいずれの場合もNICUに入院した新生児1人当たり1万円である。

Q 7 院内で分娩後に新生児の容態が急変したため、小児科（新生児科）医が処置を行いN

I C Uに入院した場合は小児科（新生児科）医に本手当を支給してよいのか。

A 7 N I C Uに新生児が入院したのであれば対象できる。

Q 8 実施要領第 5（1）および交付要綱別表 1に定める補助対象経費について「新生児 1 人あたり（N I C U入院初日のみ）10,000 円」とあるが、一度N I C Uを退院してG C U等後方病床へ転院後、容体の悪化等でN I C Uに再入院となった場合、再度入院初日と見なすことができるか。

A 8 院内で入院初日とし、手当を支給する場合は見なすことができる。ただし、新生児とは生後 2 8 日未満の児と定義されていることから、以降は新生児の再入院とはみなせないため留意すること。